

東松山都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中3・3・2号東松山嵐山線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等の 交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・2	東松山嵐山線	東松山市大字 下野本 字中原	嵐山町 大字志 賀字水 境	滑川町 大字月 輪字大 堀	約 12,210m	地表式	4車線	24m	東武鉄道東上線と 立体交差 幹線街路野本高坂 通線及び東松山鴻 巣線と立体交差 幹線街路と平面交 差6箇所	
	3・3・18	東松山川越線	東松山市大字 古凍字 鳥井田	東松山市大字 下野本 字中原	東松山市大字 古凍字 下道添	約 2,380m	地表式	4車線	23.5m	幹線街路と平面交 差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・2号東松山嵐山線及び3・3・18号東松山川越線は、東松山都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しております。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、一部区域及び線形を変更するものです。

併せて、3・3・18号東松山川越線につきましては車線の数を4と定めるものです。